

## 障害福祉サービス事業所における事故発生時の報告等の取扱い

## 1 報告すべき事故の対象

報告対象とする事故は、事業所が提供するサービス実施中に発生した事故及びサービス提供に関連して発生した利用者の事故とする。

## 2 報告すべき事故の種類

- (1) 死亡事故（疾患の終末期の死亡及び老衰等の自然死を除く）。
- (2) 医師（事業所の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故。
- (3) その他サービス提供に関連して発生したと認められる事故で報告が必要と判断されるもの。
  - ①震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの。
  - ②食中毒及び感染症が発生し保健所へ届出たもの。
  - ③職員（従業者）の法令違反・不祥事等のうち、利用者の処遇に影響があるもの。
  - ④その他報告が必要と判断されるもの。
- (4) (1) 又は (2) のうち骨折や出血等により縫合が必要な外傷やそれ以上に重篤な事故並びに利用者との間でトラブルが発生又はその恐れがあると判断されるものについては柏原市へ報告する。

## 3 2 (3) ②の食中毒及び感染症が発生した場合の報告について

感染症及び食中毒が発生又はそれらが疑われる状況が生じ、次のア～ウの場合は、速やかに柏原市へ報告し、同様に終息後も報告する。

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合。
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合。

## 4 報告すべき事故の範囲

- (1) 事業者側の過失の有無は問わない。（利用者の自己過失による負傷等であっても、上記2に該当する場合は報告する。）
- (2) 事故の程度については、入院及び医療機関で受診を要したもの（事業所内の医療処置を含む。）とするが、それ以外においても家族等との間でトラブルが生じているか、あるいは生じる可能性があるかと判断されるも

のについては報告する。

- (3) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のある場合（家族等と紛争が生じる可能性のある場合）は報告する。
- (4) その他報告が必要と判断される場合。

## 5 報告の時期・手順

- (1) 事業者は、事故等の発生後、速やかに柏原市へ報告を行う。  
なお、緊急性・重大性の高い事故については、直ちに柏原市へ電話等により報告を行い、その後文書により報告を行う。
- (2) 事業者は、事故の解決が長期に及ぶ場合は、必要に応じ適宜経過報告を行い、解決した時点で文書により結果等の報告を行う。

## 6 報告事項及び様式等

報告事項及び様式は、「障害福祉サービス等事業者事故報告書」を使用する。

## 7 その他事業者の対応

事業者は、事故発生の防止のためのマニュアルを整備し、事故が発生した場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備する。

また、発生した事故について原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じるとともに、確認等を求められた場合は、再度報告を行う等、柏原市の指示に従う。